平成六年改正法附則第十一条第一項	厚生年金保険法附則第八条第二項（附則第十一条第一項から第五項まで及び同法附則第九条第一項から第五項までの規定によりその額が計算の基礎とされる老齢厚生年金の受給権者（厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、同法附則第八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）を除く。）	日（同法	総報酬月額相当額（同法	老齢厚生年金の額
	厚生年金保険法（平成六年法律第百七号）附則第八条第一項（厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、同法附則第八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）を除く。）の規定による老齢厚生年金の受給権者（厚生年金保険法附則第八条第一項（厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、同法附則第八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）を除く。）であつて、同法附則第十一条第一項から第五項までの規定によりその額が計算の基礎とされる